

条例番号	条 例 名	所 管 名	公 布 年 月 日
条例第20号	さいたま市市税条例等の一部を改正する条例	税 制 課	令和5年7月13日
条例第21号	さいたま市戸籍等関係事務手数料条例及びさいたま市印鑑条例の一部を改正する条例	区 政 推 進 部	令和5年7月13日
条例第22号	さいたま市建築等関係事務手数料条例の一部を改正する条例	建 築 総 務 課	令和5年7月13日
条例第23号	さいたま市老人福祉センター条例及びさいたま市健康福祉センター西楽園条例の一部を改正する条例	高 齢 福 祉 課	令和5年7月13日
条例第24号	さいたま市総合療育センターひまわり学園条例の一部を改正する条例	ひまわり学園総務課	令和5年7月13日
条例第25号	さいたま市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例	幼 児 ・ 放 課 後 児 童 課	令和5年7月13日
条例第26号	さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例の一部を改正する条例	資 源 循 環 政 策 課	令和5年7月13日
条例第27号	さいたま市自転車等放置防止条例の一部を改正する条例	自 転 車 ま ち づ くり 推 進 課	令和5年7月13日
条例第28号	さいたま市給水条例の一部を改正する条例	営 業 課	令和5年7月13日
条例第29号	さいたま市火災予防条例の一部を改正する条例	査 察 指 導 課	令和5年7月13日

さいたま市条例第20号

さいたま市市税条例等の一部を改正する条例

(さいたま市市税条例の一部改正)

第1条 さいたま市市税条例（平成13年さいたま市条例第67号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）</p> <p>第29条の2 [略]</p> <p><u>2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。</u></p> <p><u>3 第1項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で区内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、第1項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>4 第1項及び前項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支</u></p>	<p>（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）</p> <p>第29条の2 [略]</p> <p><u>2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で区内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、前項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>3 前2項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受</u></p>

払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。

5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第57条第3項において同じ。）により提供することができる。

6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

（個人の市民税の徴収の方法等）

第32条 個人の市民税は、第37条、第44条の2第1項若しくは第2項、第44条の5又は第52条の規定により特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法により徴収する。

2 [略]

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

（個人の市民税の納税通知書）

第34条 個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の市民税額、個人の県民税額及び森林環境税額の合算額（第44条第1項又は第44条の6第1項の規定により徴収する場合にあっては、特別徴収の方法により徴収されないことになった金額に相当する税額）を前条第1項の納期（第44条第1項又は第44条の6第1項の規定により徴収する場合にあっては、特別徴収の方法により徴収されないことになった日以後に到来する納期）の数で除して得た額とする。

（給与所得に係る個人の市民税の特別徴収）

第37条 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者（特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められるものを除く。

理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。

4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第57条第3項において同じ。）により提供することができる。

5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

（個人の市民税の徴収の方法）

第32条 個人の市民税は、第37条、第44条の2第1項若しくは第2項、第44条の5又は第52条の規定により特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によって徴収する。

2 [略]

（個人の市民税の納税通知書）

第34条 個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の市民税額及び県民税額の合算額（第44条第1項又は第44条の6第1項の規定により徴収する場合にあっては、特別徴収の方法によって徴収されないことになった金額に相当する税額）を前条第1項の納期（第44条第1項又は第44条の6第1項の規定により徴収する場合にあっては、特別徴収の方法によって徴収されないことになった日以後に到来する納期）の数で除して得た額とする。

（給与所得に係る個人の市民税の特別徴収）

第37条 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者（特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められるものを除く。

以下この条において「給与所得者」という。)である場合には、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。)の合算額を特別徴収の方法により徴収する。

2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合には、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定により特別徴収の方法により徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法により徴収する。ただし、第28条第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法により徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。

3 前項本文の規定により給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法により徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法により徴収することが適当でないと認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があった場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、市長は、当該特別徴収の方法により徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。

4 [略]

5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者(所得税法第183条の規定により給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。)を通じて、当該異動により従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の10日(その支払を受けなくなった日が翌年の4月中である場合には、同月30日)までに、第1項の規定により特別徴収の方法により徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(既に特別徴収の方法により徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額)を特別徴収の方法により徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法により徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあった

以下この条において「給与所得者」という。)である場合には、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を特別徴収の方法によって徴収する。

2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合には、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法によって徴収する。ただし、第28条第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。

3 前項本文の規定により給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法によって徴収することが適当でないと認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があった場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、市長は、当該特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。

4 [略]

5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者(所得税法第183条の規定により給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。)を通じて、当該異動によって従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の10日(その支払を受けなくなった日が翌年の4月中である場合には、同月30日)までに、第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(既に特別徴収の方法によって徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額)を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法によって徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月

場合において、特別徴収の方法により徴収することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。

- 6 特別徴収の方法により個人の市民税を徴収される納税義務者が当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法により徴収されたい旨の当該納税義務者からの申出があった場合及び当該納税義務者が翌年の1月1日から4月30日までの間において給与の支払を受けないこととなった場合には、その者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額（同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなったときにあつては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額）を特別徴収の方法により徴収する。

（給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等）

第39条 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月10日までに、その徴収した月割額を施行規則第5号の15様式若しくは第5号の15の2様式又は施行規則第2条の6の規定により総務大臣が定めた別の様式による納入書により納入しなければならない。

（給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ）

第44条 個人の市民税の納税者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収されないこととなった場合には、特別徴収の方法により徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後において到来する第33条第1項の納期がある場合にはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には直ちに、普通徴収の方法により徴収するものとする。

- 2 法第321条の6第1項の通知により変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について、既に特別徴収義務者から市に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合（徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。）において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又

中であつた場合において、特別徴収の方法によつて徴収することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。

- 6 特別徴収の方法によつて個人の市民税を徴収される納税義務者が当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法によつて徴収されたい旨の当該納税義務者からの申出があった場合及び当該納税義務者が翌年の1月1日から4月30日までの間において給与の支払を受けないこととなった場合には、その者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額（同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなったときにあつては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額）を特別徴収の方法によつて徴収する。

（給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等）

第39条 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月10日までに、その徴収した月割額を施行規則第5号の15様式又は施行規則第2条の6の規定により総務大臣が定めた別の様式による納入書によつて納入しなければならない。

（給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ）

第44条 個人の市民税の納税者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によつて徴収されないこととなった場合においては、特別徴収の方法によつて徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法によつて徴収されないこととなった日以後において到来する第33条第1項の納期がある場合においてはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によつて徴収するものとする。

- 2 法第321条の6第1項の通知によつて変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について、既に特別徴収義務者から市に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合（徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。）において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納

は誤納に係る税額は、法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該納税者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。

(公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第44条の2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付（法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払を受けている年齢65歳以上の者（特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。）である場合には、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第44条の5において同じ。）の合算額（当該納税義務者に係る均等割額を第37条第1項の規定により特別徴収の方法により徴収する場合には、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第44条の5において同じ。）の2分の1に相当する額（以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。）を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法により徴収する。

(1) [略]

(2) 特別徴収の方法により徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者

(3) 前2号に掲げるもののほか、特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると市長が認める者

2 前項の特別徴収対象年金所得者について、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の所得に給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得がある場合（第37条第4項の規定により読み替えて適用される同条第2項ただし書に規定する場合を除く。）には、当該給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を前項の規定により特別徴収の方法により徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額に加算して特別徴収の方法により徴収することができる。

又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定により当該納税者の未納に係る徴収金に充当する。

(公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第44条の2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付（法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払を受けている年齢65歳以上の者（特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。）である場合には、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該納税義務者に係る均等割額を第37条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収する場合には、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第44条の5において同じ。）の2分の1に相当する額（以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。）を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によって徴収する。

(1) [略]

(2) 特別徴収の方法によって徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者

(3) 前2号に掲げるもののほか、特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると市長が認める者

2 前項の特別徴収対象年金所得者について、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の所得に給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得がある場合（第37条第4項の規定により読み替えて適用される同条第2項ただし書に規定する場合を除く。）においては、当該給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を前項の規定によって特別徴収の方法によって徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額に加算して特別徴収の方法によって徴収することができる。

3 第1項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第33条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法により徴収する。

(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)

第44条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項(これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により特別徴収の方法により徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後において到来する第33条第1項の納期がある場合にはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には直ちに、普通徴収の方法により徴収するものとする。

2 法第321条の7の7第3項(法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合(徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。)において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。

(法人の市民税の申告納付)

第45条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書(第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、第31項及び

3 第1項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第33条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法によって徴収する。

(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)

第44条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項(これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第33条第1項の納期がある場合においてはそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。

2 法第321条の7の7第3項(法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合(徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。)において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定の例によって当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金に充当する。

(法人の市民税の申告納付)

第45条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書(第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、第31項及び

第35項の申告納付にあってはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあっては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式による納付書により納付しなければならない。

2～4 [略]

5 法第321条の8第34項に規定する申告書（同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項に規定する納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式による納付書により納付しなければならない。

6～16 [略]

（法人の市民税に係る不足税額の納付の手続）

第46条 法人の市民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式による納付書により納付しなければならない。

2 前項の場合には、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項又は第31項に規定する納期限（同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項に規定する納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項に規定する納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3・4 [略]

第35項の申告納付にあってはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあっては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

2～4 [略]

5 法第321条の8第34項に規定する申告書（同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項に規定する納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

6～16 [略]

（法人の市民税に係る不足税額の納付の手続）

第46条 法人の市民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項又は第31項に規定する納期限（同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項に規定する納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項に規定する納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3・4 [略]

(種別割の税率)

第91条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア～ウ [略]

エ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの。以下同じ。)が0.5メートル以下であるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のもの及び道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの  
年額3,700円

(2)・(3) [略]

(たばこ税の申告納付の手続)

第106条 前条の規定によりたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第104条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに第107条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書により納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第104条第3項に規定する書類及び第107条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

2～4 [略]

5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1項又は第2項に規定する納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限。第109条第2項において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月

(種別割の税率)

第91条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア～ウ [略]

エ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの。以下同じ。)が0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のもの)を除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの  
年額3,700円

(2)・(3) [略]

(たばこ税の申告納付の手続)

第106条 前条の規定によりたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第104条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに第107条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第104条第3項に規定する書類及び第107条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

2～4 [略]

5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1項又は第2項に規定する納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限。第109条第2項において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月

を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書により納付しなければならない。

(たばこ税に係る不足税額等の納付手続)

第109条 たばこ税の納税義務者は、法第481条、第483条又は第484条の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書により納付しなければならない。

## 2 [略]

### 附 則

(読替規定)

第18条 法附則第15条から第15条の3の2まで又は第63条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第68条第8項中「又は第349条の3の4」とあるのは「若しくは第349条の3の4又は附則第15条から第15条の3の2まで若しくは第63条」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第18条の2 次の表の左欄に掲げる規定に規定する市町村の条例で定める割合は、それぞれ同表の右欄に定めるものとする。

[略]	
法附則第15条第14項本文	[略]
法附則第15条第14項ただし書	[略]
法附則第15条第22項第1号	[略]
法附則第15条第22項第2号	[略]
法附則第15条第22項第3号	[略]
法附則第15条第23項第1号	[略]
法附則第15条第23項第2号	[略]
法附則第15条第25項第1号	[略]
法附則第15条第25項第2号	[略]
法附則第15条第25項第3号	[略]
法附則第15条第28項	[略]
法附則第15条第32項	[略]
法附則第15条第33項	[略]
法附則第15条第38項	[略]
法附則第15条第42項	[略]
法附則第15条第43項	[略]

を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

(たばこ税に係る不足税額等の納付手続)

第109条 たばこ税の納税義務者は、法第481条、第483条又は第484条の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

## 2 [略]

### 附 則

(読替規定)

第18条 法附則第15条から第15条の3の2まで、第63条又は第64条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第68条第8項中「又は第349条の3の4」とあるのは「若しくは第349条の3の4又は附則第15条から第15条の3の2まで、第63条若しくは第64条」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第18条の2 次の表の左欄に掲げる規定に規定する市町村の条例で定める割合は、それぞれ同表の右欄に定めるものとする。

[略]	
法附則第15条第15項本文	[略]
法附則第15条第15項ただし書	[略]
法附則第15条第23項第1号	[略]
法附則第15条第23項第2号	[略]
法附則第15条第23項第3号	[略]
法附則第15条第24項第1号	[略]
法附則第15条第24項第2号	[略]
法附則第15条第26項第1号	[略]
法附則第15条第26項第2号	[略]
法附則第15条第26項第3号	[略]
法附則第15条第29項	[略]
法附則第15条第33項	[略]
法附則第15条第34項	[略]
法附則第15条第39項	[略]
法附則第15条第43項	[略]
法附則第15条第44項	[略]

[略]	
法附則第15条の9の3第1項	[略]

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第19条 [略]

2～12 [略]

13 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第17項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

(5) 施行規則附則第7条第17項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) [略]

14 [略]

第31条の2 [略]

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第31条の6 [略]

2 [略]

[略]	
法附則第15条の9の3第1項	[略]
法附則第64条	0

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第19条 [略]

2～12 [略]

13 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

(5) 施行規則附則第7条第13項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) [略]

14 [略]

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第31条の2 法第451条第1項第1号（同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間（附則第31条の6第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第88条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

第31条の2の2 [略]

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第31条の6 [略]

2 [略]

3 自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第90条の3（第2号に係る部分に限る。）及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第32条の2 [略]

2 [略]

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第39条 昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) [略]

2 前項の規定は、昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 [略]

(読替規定)

第54条 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第35項まで、第

100分の1」とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第32条の2 [略]

2 [略]

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第39条 昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) [略]

2 前項の規定は、昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 [略]

(読替規定)

第54条 法附則第15条第1項、第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、

38項、第39項、第43項若しくは第46項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第152条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第59条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定したものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第24条の2の規定を適用する。

(電子情報処理組織を使用する方法による証明書の交付請求に係る手数料に関する特例)

第60条 さいたま市市税条例及びさいたま市事務手数料条例の一部を改正する条例（令和4年さいたま市条例第46号）の施行の日から令和8年3月31日までの間、さいたま市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成18年さいたま市条例第66号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により交付の請求（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名を行い、当該電子署名に係る電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する個人番号カード用署名用電子証明書又は同法第16条の2第1項に規定する移動端末設備用署名用電子証明書と併せてこれを市長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録をして請求するものに限る。）を行う場合の第10条第1項及び第82条の3第1項の規定の適用については、これらの項中「300円」とあるのは、「200円」とする。

第39項、第40項若しくは第44項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第152条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第59条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定したものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第24条の2の規定を適用する。

(電子情報処理組織を使用する方法による証明書の交付請求に係る手数料に関する特例)

第60条 さいたま市市税条例及びさいたま市事務手数料条例の一部を改正する条例（令和4年さいたま市条例第46号）の施行の日から令和8年3月31日までの間、さいたま市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成18年さいたま市条例第66号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により交付の請求（番号法第2条第7項に規定する個人番号カードを用いてさいたま市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則（平成18年さいたま市規則第154号）第2条第2項第2号の電子署名を行い、当該電子署名に係る同項第3号の電子証明書と併せてこれを市長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録をして請求するものに限る。）を行う場合の第10条第1項及び第82条の3第1項の規定の適用については、これらの項中「300円」とあるのは、「200円」とする。

(さいたま市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 さいたま市市税条例等の一部を改正する条例（令和4年さいたま市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第1条中第25条の2の改正を次のように改める。

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)	(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)
<p>第25条の2 所得割の納税義務者が、第19条第4項に規定する<u>確定申告書</u>に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する<u>確定申告書</u>に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第21条及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p>	<p>第25条の2 所得割の納税義務者が、第19条第4項に規定する<u>特定配当等申告書</u>に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する<u>特定株式等譲渡所得金額申告書</u>に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第21条及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p>
<p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかった金額があるときは、当該控除することができなかった金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかった金額を還付し、又は<u>当該控除することができなかった金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付すべき金額により当該納税義務者の前項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金を納付し、若しくは納入する。</u></p>	<p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかった金額があるときは、当該控除することができなかった金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかった金額を還付し、又は<u>当該納税義務者の同項の申告書に係る年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。</u></p>
3 [略]	3 [略]

(さいたま市事務手数料条例の一部改正)

第3条 さいたま市事務手数料条例（平成13年さいたま市条例第69号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>附 則 1～3 [略] (電子情報処理組織を使用する方法による証明の申請に係る手数料に関する特例)</p> <p>4 さいたま市市税条例及びさいたま市事務手数料条例の一部を改正する条例(令和4年さいたま市条例第46号)の施行の日から令和8年3月31日までの間、さいたま市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例(平成18年さいたま市条例第66号)第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法による申請(電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第2条第1項に規定する電子署名を行い、当該電子署名に係る電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第3条第1項に規定する個人番号カード用署名用電子証明書又は同法第16条の2第1項に規定する移動端末設備用署名用電子証明書と併せてこれを市長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録をして申請するものに限る。)を行う場合の次に掲げる証明に係る手数料の額については、別表第1項の規定にかかわらず、1件につき200円とする。 (1)～(3) [略]</p>	<p>附 則 1～3 [略] (電子情報処理組織を使用する方法による証明の申請に係る手数料に関する特例)</p> <p>4 さいたま市市税条例及びさいたま市事務手数料条例の一部を改正する条例(令和4年さいたま市条例第46号)の施行の日から令和8年3月31日までの間、さいたま市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例(平成18年さいたま市条例第66号)第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法による申請(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードを用いてさいたま市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則(平成18年さいたま市規則第154号)第2条第2項第2号の電子署名を行い、当該電子署名に係る同項第3号の電子証明書と併せてこれを市長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録をして申請するものに限る。)を行う場合の次に掲げる証明に係る手数料の額については、別表第1項の規定にかかわらず、1件につき200円とする。 (1)～(3) [略]</p>

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中第39条、第45条、第46条、第91条、第106条及び第109条の改正、附則第18条、第18条の2、第19条、第31条の6、第39条、第54条及び第59条の改正並びに附則第31条の2を削り附則第31条の2の2を附則第31条の2とする改正並びに第2条並びに附則第3条及び第4条(第1項中第1条の規定による改正後のさいたま市市税条例(以下「改正後の条例」という。))附則第32条の2第3項に係る部分を除く。)の規定 公布の日
- (2) 第1条中第32条、第34条、第37条、第44条、第44条の2及び第44条の6の改正並びに附則第32条の2の改正並びに次条第1項及び附則第4条第

1 項（改正後の条例附則第 3 2 条の 2 第 3 項に係る部分に限る。）の規定 令和 6 年 1 月 1 日

(3) 第 1 条中第 2 9 条の 2 の改正及び次条第 2 項の規定 令和 7 年 1 月 1 日

(4) 第 1 条中附則第 6 0 条の改正及び第 3 条の規定 規則で定める日

（市民税に係る経過措置）

第 2 条 前条第 2 号に掲げる規定による改正後のさいたま市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和 6 年度分以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和 5 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 改正後の条例第 2 9 条の 2 第 2 項の規定は、令和 7 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべきさいたま市市税条例第 2 9 条の 2 第 1 項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第 1 項に規定する申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項に規定する申告書については、なお従前の例による。

（固定資産税に係る経過措置）

第 3 条 次項に定めるものを除き、改正後の条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和 5 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 4 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和 3 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 7 号）附則第 1 条第 4 号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）附則第 6 4 条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）

（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に係る経過措置）

第4条 改正後の条例第9 1条第1号エ及び附則第3 2条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

2 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前のさいたま市市税条例附則第3 1条の2及び第3 1条の6第3項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

## さいたま市条例第21号

さいたま市戸籍等関係事務手数料条例及びさいたま市印鑑条例の一部を改正する条例

(さいたま市戸籍等関係事務手数料条例の一部改正)

第1条 さいたま市戸籍等関係事務手数料条例（平成13年さいたま市条例第71号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>附 則 1～5 [略]</p> <p>（電子情報処理組織を使用する方法による交付の申請に係る手数料に関する特例）</p> <p>6 さいたま市戸籍等関係事務手数料条例の一部を改正する条例（令和4年さいたま市条例第47号）の施行の日から令和8年3月31日までの間、さいたま市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成18年さいたま市条例第66号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法による申請（<u>電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名を行い、当該電子署名に係る電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する個人番号カード用署名用電子証明書又は同法第16条の2第1項に規定する移動端末設備用署名用電子証明書</u>と併せてこれを市長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録をして申請するものに限る。）を行う場合の別表第1項第1号及び第2項に掲げる交付の手数料の額については、さいたま市印鑑条例（平成13年さいたま市条例第200号）第13条第2項に規定する端末機（以下「端末機」という。）による交付以外の交付を受ける場合の手数料の額から100円を減じた額とする。</p>	<p>附 則 1～5 [略]</p> <p>（電子情報処理組織を使用する方法による交付の申請に係る手数料に関する特例）</p> <p>6 さいたま市戸籍等関係事務手数料条例の一部を改正する条例（令和4年さいたま市条例第47号）の施行の日から令和8年3月31日までの間、さいたま市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成18年さいたま市条例第66号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法による申請（<u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードを用いてさいたま市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則（平成18年さいたま市規則第154号）第2条第2項第2号の電子署名</u>を行い、当該電子署名に係る同項第3号の電子証明書と併せてこれを市長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録をして申請するものに限る。）を行う場合の別表第1項第1号及び第2項に掲げる交付の手数料の額については、さいたま市印鑑条例（平成13年さいたま市条例第200号）第13条第2項に規定する端末機（以下「端末機」という。）による交付以外の交付を受ける場合の手数料の額から100円を減じた額とする。</p>

(さいたま市印鑑条例の一部改正)

第2条 さいたま市印鑑条例（平成13年さいたま市条例第200号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(印鑑登録証明書の交付申請) 第13条 [略] 2 前項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、行政 手続における特定の個人を識別するための番号の 利用等に関する法律（平成25年法律第27号） 第2条第7項に規定する <u>個人番号カード</u> （ <u>電子署 名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証 業務に関する法律（平成14年法律第153号。 以下この項において「法」という。）</u> ）第22条第 1項に規定する <u>個人番号カード用利用者証明用電 子証明書</u> が同条第7項の規定により記録されてい るものに限る。）又は <u>電気通信事業法（昭和59 年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに 規定する移動端末設備（法第35条の2第1項に 規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書を 記録した同項の電磁的記録媒体が組み込まれた ものに限る。）</u> を端末機（本市の電子計算機と電 気通信回線で接続された端末機で、利用者自らが 必要な操作を行うことにより、証明書等を自動的 に交付する機能を有するものをいう。次条におい て同じ。）に使用し、印鑑登録証明書の交付を申 請することができる。 3 [略]	(印鑑登録証明書の交付申請) 第13条 [略] 2 前項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、行政 手続における特定の個人を識別するための番号の 利用等に関する法律（平成25年法律第27号） 第2条第7項に規定する <u>個人番号カード</u> を端末機 （本市の電子計算機と電気通信回線で接続された 端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことに より、証明書等を自動的に交付する機能を有する ものをいう。次条において同じ。）に使用し、 <u>電 子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の 認証業務に関する法律施行規則（平成15年総務 省令第120号）第42条第2項に規定する暗証 番号その他必要な事項を入力することにより印鑑 登録証明書の交付を申請することができる。</u> 3 [略]

#### 附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

さいたま市条例第22号

さいたま市建築等関係事務手数料条例の一部を改正する条例

さいたま市建築等関係事務手数料条例（平成13年さいたま市条例第73号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事務の種類	手数料の額	事務の種類	手数料の額
1～67の2 [略]		1～67の2 [略]	
68 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「都市低炭素化促進法」という。）第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請（以下「低炭素建築物新築等計画の認定申請」という。）に対する審査（次項から第70項までに規定する審査を除く。） <u>(1) 一戸建ての住宅</u>	次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額（ <u>第2号及び第3号</u> に掲げる部分を併せて申請する場合は、当該各号に定める額をそれぞれ合計して得た額）	68 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「都市低炭素化促進法」という。）第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請（以下「低炭素建築物新築等計画の認定申請」という。）に対する審査（次項から第70項までに規定する審査を除く。） <u>(1) 住宅の用途を含む低炭素建築物（都市低炭素化促進法第53条第1項に規定する建築物（同項に規定する空気調和設備等を含む。）をいう。以下同じ。）の住戸部分（申請部分に限る。以下同じ。）</u>	次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額（ <u>第1号、第2号又は第3号</u> に掲げる部分を併せて申請する場合は、当該各号に定める額をそれぞれ合計して得た額）
ア 床面積の合計が <u>200平方メートル未満のもの</u>	<u>40,000円</u>	ア 住戸数が1戸（ <u>一戸建てを含む。）のもの</u>	<u>38,000円</u>
イ 床面積の合計が <u>200平方メートル以上のもの</u>	<u>44,000円</u>	イ 住戸数が1戸を超え5戸以下のもの	<u>66,000円</u>
		ウ 住戸数が5戸を超	<u>96,000円</u>

(2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分

ア 床面積の合計が <u>300平方メートル未満のもの</u>	<u>80,000円</u>
イ 床面積の合計が <u>300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>	<u>135,000円</u>
ウ 床面積の合計が <u>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u>	<u>230,000円</u>
エ 床面積の合計が <u>5,000平方メートル以上のもの</u>	<u>330,000円</u>

エ 10戸以下のもの	
エ 住戸数が10戸を超え25戸以下のもの	<u>140,000円</u>
オ 住戸数が25戸を超え50戸以下のもの	<u>203,000円</u>
カ 住戸数が50戸を超え100戸以下のもの	<u>301,000円</u>
キ 住戸数が100戸を超え200戸以下のもの	<u>411,000円</u>
ク 住戸数が200戸を超え300戸以下のもの	<u>539,000円</u>
ケ 住戸数が300戸を超えるもの	<u>633,000円</u>
(2) 住宅の用途を含む低炭素建築物の共用部分 (当該住宅の用途に供する部分に限る。以下同じ。)	
ア 床面積の合計が <u>300平方メートル以下のもの</u>	<u>111,000円</u>
イ 床面積の合計が <u>300平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの</u>	<u>145,000円</u>
ウ 床面積の合計が <u>1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの</u>	<u>192,000円</u>
エ 床面積の合計が <u>2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの</u>	<u>303,000円</u>
オ 床面積の合計が <u>5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの</u>	<u>394,000円</u>
カ 床面積の合計が <u>10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以下のもの</u>	<u>474,000円</u>

(3) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分

ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	267,000 円
イ 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	334,000 円
ウ 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	432,000 円
エ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	616,000 円
オ 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	759,000 円
カ 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	898,000 円
キ 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	1,024,000 円

68の2 低炭素建築物新築等計画の認定申請に対する審査（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「省令」という。）第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する住宅用途を含む建築物の住宅部分の審査に限る。）

(1) 一戸建ての住宅

ア 床面積の合計が200平方メートル未	20,000円
---------------------	---------

キ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	553,000 円
-----------------------------	--------------

(3) 前2号に掲げる部分以外の部分

ア 床面積の合計が300平方メートル以下のもの	250,000 円
イ 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	317,000 円
ウ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	412,000 円
エ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの	591,000 円
オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	731,000 円
カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以下のもの	867,000 円
キ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	989,000 円

満のもの			
イ 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	22,000円		
(2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分			
ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	38,000円		
イ 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	66,000円		
ウ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	121,000円		
エ 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	183,000円		
<u>68の3</u> 低炭素建築物新築等計画の認定申請に対する審査(省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分の審査に限る。)	次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額	<u>68の2</u> 低炭素建築物新築等計画の認定申請に対する審査(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。第73項から第75項まで、第77項、第79項、第80項及び備考第8項において「省令」という。))第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分の審査に限る。)	次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額
(1) 床面積の合計が <u>300平方メートル未満</u> のもの	<u>102,000円</u>	(1) 床面積の合計が <u>300平方メートル以下</u> のもの	<u>91,000円</u>
(2) 床面積の合計が <u>300平方メートル以上1,000平方メートル未満</u> のもの	<u>130,000円</u>	(2) 床面積の合計が <u>300平方メートルを超え1,000平方メートル以下</u> のもの	<u>118,000円</u>
(3) 床面積の合計が <u>1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満</u> のもの	<u>171,000円</u>	(3) 床面積の合計が <u>1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下</u> のもの	<u>158,000円</u>
(4) 床面積の合計が <u>2,000平方メートル以</u>	<u>277,000円</u>	(4) 床面積の合計が <u>2,000平方メートルを</u>	<u>259,000円</u>

<p>上5,000平方メートル未満のもの</p> <p>(5) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</p> <p>(6) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</p> <p>(7) 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの</p>	<p>362,000 円</p> <p>435,000 円</p> <p>510,000 円</p>	<p>超え5,000平方メートル以下のもの</p> <p>(5) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの</p> <p>(6) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以下のもの</p> <p>(7) 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの</p>	<p>343,000 円</p> <p>414,000 円</p> <p>486,000 円</p>
<p>6.9 低炭素建築物新築等計画の認定申請に対する審査（都市低炭素化促進法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合の審査に限る。）</p> <p>(1) 一戸建ての住宅</p>	<p>次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額（第2号及び第3号に掲げる部分を併せて申請する場合は、当該各号に定める額を合計して得た額）</p> <p>5,000円</p>	<p>6.9 低炭素建築物新築等計画の認定申請に対する審査（都市低炭素化促進法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合の審査に限る。）</p> <p>(1) 住宅の用途を含む低炭素建築物の住戸部分ア 住戸数が1戸（戸建てを含む。）のもの イ 住戸数が1戸を超え5戸以下のもの ウ 住戸数が5戸を超え10戸以下のもの エ 住戸数が10戸を超え25戸以下のもの オ 住戸数が25戸を超え50戸以下のもの カ 住戸数が50戸を超え100戸以下のもの キ 住戸数が100戸を超え200戸以下のもの ク 住戸数が200戸を超え300戸以下のもの ケ 住戸数が300戸を超えるもの</p>	<p>次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額（第1号及び第2号に掲げる部分を併せて申請する場合は、当該各号に定める額を合計して得た額）</p> <p>5,000円</p> <p>10,000円</p> <p>18,000円</p> <p>31,000円</p> <p>52,000円</p> <p>94,000円</p> <p>149,000円</p> <p>188,000円</p> <p>201,000円</p>

(2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分	
ア 床面積の合計が <u>300平方メートル未満のもの</u>	<u>11,000円</u>
イ 床面積の合計が <u>300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>	<u>23,000円</u>
ウ 床面積の合計が <u>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u>	<u>52,000円</u>
エ 床面積の合計が <u>5,000平方メートル以上のもの</u>	<u>94,000円</u>
(3) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分	
ア 床面積の合計が <u>300平方メートル未満のもの</u>	<u>11,000円</u>
イ 床面積の合計が <u>300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</u>	[略]
ウ 床面積の合計が <u>1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>	[略]
エ 床面積の合計が <u>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u>	[略]
オ 床面積の合計が <u>5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</u>	[略]
カ 床面積の合計が <u>10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u>	[略]
キ 床面積の合計が <u>25,000平方メートル以上のもの</u>	[略]

(2) 前号に掲げる部分以外の部分	
ア 床面積の合計が <u>300平方メートル以下のもの</u>	<u>10,000円</u>
イ 床面積の合計が <u>300平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの</u>	[略]
ウ 床面積の合計が <u>1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの</u>	[略]
エ 床面積の合計が <u>2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの</u>	[略]
オ 床面積の合計が <u>5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの</u>	[略]
カ 床面積の合計が <u>10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以下のもの</u>	[略]
キ 床面積の合計が <u>25,000平方メートルを超えるもの</u>	[略]

<p>70 低炭素建築物新築等計画の認定申請に対する審査（都市低炭素化促進法第54条第2項の規定による建築基準関係規定の適合認定の審査の申出を伴うものに限る。）</p> <p>(1) 次号に掲げるもの以外のもの</p> <p>(2) [略]</p>	<p>次のア及びイに定める額を合計して得た額</p> <p>ア 第68項各号、第68項の2各号、<u>第68項の3各号</u>又は前項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額</p> <p>イ [略]</p> <p>[略]</p>
<p>71 都市低炭素化促進法第55条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請（以下「低炭素建築物新築等計画変更の認定申請」という。）に対する審査（次項に規定するものを除く。）</p>	<p>第68項各号、第68項の2各号、<u>第68項の3各号</u>又は第69項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の2分の1に相当する額</p>
<p>72～74 [略]</p>	
<p>75 建築物省エネ法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（次項に規定する審査を除く。）</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 前号以外の場合で、<u>省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)</u>に定める基準に適合するもの</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>(3) <u>第1号以外の場合で、省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)</u>に定める基準に適合するもの</p> <p>ア 一戸建ての住宅</p> <p>(7) 床面積の合計が</p>	<p>一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た金額</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>20,000円</p>

<p>70 低炭素建築物新築等計画の認定申請に対する審査（都市低炭素化促進法第54条第2項の規定による建築基準関係規定の適合認定の審査の申出を伴うものに限る。）</p> <p>(1) 次号に掲げるもの以外のもの</p> <p>(2) [略]</p>	<p>次のア及びイに定める額を合計して得た額</p> <p>ア 第68項各号、第68項の2各号又は前項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額</p> <p>イ [略]</p> <p>[略]</p>
<p>71 都市低炭素化促進法第55条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請（以下「低炭素建築物新築等計画変更の認定申請」という。）に対する審査（次項に規定するものを除く。）</p>	<p>第68項各号、第68項の2各号又は第69項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の2分の1に相当する額</p>
<p>72～74 [略]</p>	
<p>75 建築物省エネ法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（次項に規定する審査を除く。）</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 前号以外の場合で、<u>省令第10条第2号イ及びロ</u>に定める基準に適合するもの</p> <p>ア・イ [略]</p>	<p>一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た金額</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p>

<p><u>200平方メートル未満のもの</u>  (4) <u>床面積の合計が200平方メートル以上のもの</u>  イ <u>住宅用途を含む建築物の住宅部分</u>  (7) <u>床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u>  (4) <u>床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>  (7) <u>床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u>  (4) <u>床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの</u></p> <p>(4) [略]  (5) [略]</p>	<p><u>22,000円</u></p> <p><u>38,000円</u></p> <p><u>66,000円</u></p> <p><u>121,000円</u></p> <p><u>183,000円</u></p> <p>[略]  [略]</p>	<p>(3) [略]  (4) [略]</p>	<p>[略]  [略]</p>
<p>76 [略]</p>		<p>76 [略]</p>	
<p>77 建築物省エネ法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査（次項に規定する審査を除く。）</p> <p>(1) [略]  (2) 前号以外の場合で、  省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの  ア・イ [略]  (3) 第1号以外の場合で、  省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの  ア 一戸建ての住宅</p>	<p>一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た金額。ただし、新たに追加される建築物については、第75項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を合算して得た金額とする。</p> <p>[略]  [略]</p>	<p>77 建築物省エネ法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査（次項に規定する審査を除く。）</p> <p>(1) [略]  (2) 前号以外の場合で、  省令第10条第2号イ及びロに定める基準に適合するもの  ア・イ [略]</p>	<p>一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た金額。ただし、新たに追加される建築物については、第75項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を合算して得た金額とする。</p> <p>[略]  [略]</p>

(7) 床面積の合計が 200平方メートル未満のもの	10,000円
(4) 床面積の合計が 200平方メートル以上のもの	11,000円
イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分	
(7) 床面積の合計が 300平方メートル未満のもの	19,000円
(4) 床面積の合計が 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	33,000円
(7) 床面積の合計が 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	60,500円
(4) 床面積の合計が 5,000平方メートル以上のもの	91,500円
(4) [略]	[略]
(5) [略]	[略]
78～80 [略]	

備考

1～4 [略]

5 第68項から第69項までにおいて「床面積の合計」とは、低炭素建築物新築等計画の認定申請及び低炭素建築物新築等計画変更の認定申請に係る部分の床面積の合計（建築基準法施行令第2条第1項第4号の規定により算出された延べ面積）をいう。

6 第69項において「都市低炭素化促進法第54条第1項各号に掲げる基準に適合してい

(3) [略]	[略]
(4) [略]	[略]
78～80 [略]	

備考

1～4 [略]

5 第68項から第69項までにおいて「床面積の合計」とは、低炭素建築物新築等計画の認定申請及び低炭素建築物新築等計画変更の認定申請に係る部分の床面積の合計（建築基準法施行令第2条第1項第4号の規定により算出された延べ面積。住戸部分を含むこれらの申請については、当該住戸部分を除く床面積の合計）をいう。

6 第68項第2号及び第69項第2号において「床面積の合計」とは、建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能に関する建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号）Iの第2の2の2ー3(2)ロの規定により設計一次エネルギー消費量を算定した場合においては、住宅の用途を含む低炭素建築物の共用部分の床面積を除いたものとする。

7 第69項において「都市低炭素化促進法第54条第1項各号に掲げる基準に適合してい

ることを示す書類」とは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める機関が作成したものとする。

(1) 一戸建ての住宅及び住宅用途を含む建築物の住宅部分 登録住宅性能評価機関（品確法第5条第1項に規定する機関をいう。）

(2) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 登録建築物エネルギー消費性能判定機関（建築物省エネ法第15条第1項に規定する機関をいう。）

7 [略]

ることを示す書類」とは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める機関が作成したものとする。

(1) 住戸部分及び共用部分 登録住宅性能評価機関（品確法第5条第1項に規定する機関をいう。）又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関（建築物省エネ法第15条第1項に規定する機関をいう。以下同じ。）

(2) 前号に規定する部分以外の部分又は当該部分及び前号に規定する部分を合わせた部分 登録建築物エネルギー消費性能判定機関

8 [略]

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後のさいたま市建築等関係事務手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請のあった事務に係る手数料について適用し、同日前に申請のあった事務に係る手数料については、なお従前の例による。

さいたま市条例第23号

さいたま市老人福祉センター条例及びさいたま市健康福祉センター西楽園条例の一部を改正する条例

(さいたま市老人福祉センター条例の一部改正)

第1条 さいたま市老人福祉センター条例（平成13年さいたま市条例第146号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																		
(名称及び位置)	(名称及び位置)																		
第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。	第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">あずま荘</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	[略]		あずま荘	[略]	[略]		<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">あずま荘</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><b>東楽園</b></td> <td style="text-align: center;"><b>さいたま市見沼区大字膝子1 151番地1</b></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	[略]		あずま荘	[略]	<b>東楽園</b>	<b>さいたま市見沼区大字膝子1 151番地1</b>	[略]	
名称	位置																		
[略]																			
あずま荘	[略]																		
[略]																			
名称	位置																		
[略]																			
あずま荘	[略]																		
<b>東楽園</b>	<b>さいたま市見沼区大字膝子1 151番地1</b>																		
[略]																			

(さいたま市健康福祉センター西楽園条例の一部改正)

第2条 さいたま市健康福祉センター西楽園条例（平成13年さいたま市条例第147号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
-----	-----

さいたま市健康福祉センター条例

(設置)

第1条 市民の健康の維持及び増進を図るとともに市民相互のふれあいと交流を促進することにより、広く福祉の向上に寄与するため、さいたま市健康福祉センター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
さいたま市健康福祉センター西楽園	さいたま市西区大字宝来60番地1
さいたま市健康福祉センター東楽園	さいたま市見沼区大字膝子984番地

(施設)

第3条 センターに置く施設は、次のとおりとする。

(1)～(3) [略]

(業務)

第4条 センターは、次に掲げる業務を行う。

(1) センターの利用に関すること。

(2)・(3) [略]

(4) 市民相互のふれあいと交流の促進に関すること。

(5) 高齢者の福祉その他センターの設置の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(休館日)

第5条 センターの休館日は、次のとおりとする。

(1)・(2) [略]

2 市長は、前項の規定にかかわらず、センターの管理上必要があると認めるときは、臨時に休館日を定め、又は休館日に業務を行うことができる。

(利用時間)

第6条 センターの利用時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(利用の許可)

第7条 センターを利用しようとする者（さいたま

さいたま市健康福祉センター西楽園条例

(設置)

第1条 市民の健康の維持及び増進を図るとともに市民相互のふれあいと交流を促進することにより、広く福祉の向上に寄与するため、さいたま市健康福祉センター西楽園（以下「西楽園」という。）をさいたま市西区大字宝来60番地1に設置する。

(施設)

第2条 西楽園に置く施設は、次のとおりとする。

(1)～(3) [略]

(業務)

第3条 西楽園は、次に掲げる業務を行う。

(1) 西楽園の利用に関すること。

(2)・(3) [略]

(4) 高齢者の福祉その他西楽園の設置の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(休館日)

第4条 西楽園の休館日は、次のとおりとする。

(1)・(2) [略]

2 市長は、前項の規定にかかわらず、西楽園の管理上必要があると認めるときは、臨時に休館日を定め、又は休館日に業務を行うことができる。

(利用時間)

第5条 西楽園の利用時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(利用の許可)

第6条 西楽園の施設で規則で定めるものを専用し

市健康福祉センター東楽園の屋内運動場、集会室又は屋内・外共用スペースのみを専用して利用しようとする者を除く。）は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 さいたま市健康福祉センター東楽園の屋内運動場、集会室及び屋内・外共用スペース並びにセンターの施設で規則で定めるものを専用して利用しようとする者は、その専用についてあらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

3 市長は、前2項の許可をする場合において、センターの管理上必要な条件を付することができる。

(利用の制限)

第8条 市長は、センターの利用について、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条第1項又は第2項の規定による許可（以下「利用の許可」という。）をしない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

- (1) センターの設置の目的に反するとき。
- (2) [略]
- (3) センターの施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があるとき又は市長が適当でないときと認めるとき。

(利用権の譲渡等の禁止)

第9条 利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用者数の制限)

第10条 市長は、利用者の数がセンターの収容能力を超えるおそれがあるときその他管理上必要があると認めるときは、その数を制限することができる。

(特別の設備等の制限)

第11条 利用者は、センターを利用するに当たって、特別の設備をし、又は備付けの物品以外の物品を利用する場合は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(利用の許可の取消し等)

第12条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに

ようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(利用の制限)

第7条 市長は、西楽園の利用について、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用に条件を付し、又はその利用を拒むことができる。

- (1) 西楽園の設置の目的に反するとき。
- (2) [略]
- (3) 西楽園の施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、西楽園の管理上支障があるとき又は市長が適当でないときと認めるとき。

(利用者数の制限)

第8条 市長は、西楽園を利用しようとする者の数が西楽園の収容能力を超えるおそれがあるときその他管理上必要があると認めるときは、その数を制限することができる。

(特別の設備等の制限)

第9条 西楽園を利用する者（以下「利用者」という。）は、西楽園を利用するに当たって、特別の設備をし、又は備付けの物品以外の物品を利用する場合は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

該当するとき又はセンターの管理上特に必要があるときは、利用の許可に係る条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の行為により利用の許可を受けたとき。

(3) 利用の許可の条件又は関係職員の指示に従わないとき。

2 前項の規定による措置によって利用者に損害が生じることがあっても、市は、その責めを負わない。

(入館の禁止等)

第13条 市長は、センター内の秩序を乱し、若しくは乱すおそれのある者の入館を禁止し、又はその者に対し退館を命じることができる。

(利用料金)

第14条 利用者は、利用の許可を受けたときは、指定管理者（第19条第1項に規定する指定管理者をいう。以下この条から第16条までにおいて同じ。）に、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。

2 利用料金は、次の各号に掲げるセンターの区分に応じ、当該各号に定める方法により納付することができる。この場合において指定管理者は、前項に定める利用料金の額の12パーセント以内の割引をすることができる。

(1) さいたま市健康福祉センター西楽園 規則で定める前払式証票の購入による方法

(2) さいたま市健康福祉センター東楽園 指定管理者が、あらかじめ市長の承認を得て発行する回数券を使用する方法

3・4 [略]

第15条 [略]

(利用料金の不還付)

第16条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) センターの管理上特に必要があるため、指定管理者が利用者の利用に供しないこととしたとき。

(2) 利用者の責めに帰することができない理由に

(入館の禁止等)

第10条 市長は、西楽園内の秩序を乱し、若しくは乱すおそれのある者の入館を禁止し、又はその者に対し退館を命じることができる。

(利用料金)

第11条 利用者は、西楽園を利用するときは、指定管理者（第15条第1項に規定する指定管理者をいう。以下この条から第13条までにおいて同じ。）に、あらかじめその利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。

2 利用料金は、規則で定める前払式証票の購入によって納付することができる。この場合において、利用料金は、前項に定める利用料金の額の12パーセント以内の割引をすることができる。

3・4 [略]

第12条 [略]

(利用料金の不還付)

第13条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 西楽園の管理上特に必要があるため、指定管理者が利用者の利用に供しないこととしたとき。

(2) 利用者の責めに帰することができない理由に

より、センターを利用することができないとき。

(原状回復の義務)

第17条 利用者は、施設の利用が終わったときは、速やかに当該施設を原状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。第12条の規定により利用の停止又は利用の許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。

2 利用者が、前項の義務を履行しないときは、市長においてこれを原状に回復し、これに要した費用は、当該利用者の負担とする。

(損害賠償の義務)

第18条 利用者又は入館者が故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、当該利用者又は入館者は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第19条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、センターの管理に関する業務のうち、次に掲げるものを行わせることができる。

- (1) 第4条に規定する業務
- (2) センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) [略]

2 市長は、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる業務を指定管理者に行わせることができる。

- (1) 第5条第1項の規定にかかわらず、センターの管理上必要があると認めるときに、市長の承認を得て、臨時に休館日を定め、又は休館日に業務を行うこと。
- (2) 第6条本文の規定にかかわらず、必要があると認めるときに、市長の承認を得て、利用時間を変更すること。
- (3) 第7条第1項若しくは第2項の規定により、許可若しくは許可に係る事項の変更の許可をすること又は同条第3項の規定により、許可に条件を付すること。
- (4) 第8条の規定により、同条第1号から第3号までのいずれかに該当すると認めるとき又はセンターの管理上支障があるとき若しくは利用させることが適当でないとき認めるときに、利用を許可しないこと。

より、西楽園を利用することができないとき。

(損害賠償の義務)

第14条 利用者が故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、利用者は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第15条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、西楽園の管理に関する業務のうち、次に掲げるものを行わせることができる。

- (1) 第3条第1号に規定する業務
- (2) 西楽園の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) [略]

2 市長は、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる業務を指定管理者に行わせることができる。

- (1) 第3条第2号から第4号までに規定する業務
- (2) 第4条第1項の規定にかかわらず、西楽園の管理上必要があると認めるときに、市長の承認を得て、臨時に休館日を定め、又は休館日に業務を行うこと。
- (3) 第5条本文の規定にかかわらず、必要があると認めるときに、市長の承認を得て、利用時間を変更すること。
- (4) 第6条の規定により、専用しようとする場合に許可をすること。
- (5) 第7条の規定により、同条第1号から第3号までのいずれかに該当すると認めるとき又は西楽園の管理上支障があるとき若しくは利用させることが適当でないとき認めるときに、利用に条件を付すること又は利用を拒むこと。

(5) 第10条の規定により、利用者の数を制限すること。

(6) 第11条の規定により、特別の設備をし、又は備付けの物品以外の物品を利用する場合に許可をすること。

(7) 第12条第1項の規定により、同項第1号から第3号までのいずれかに該当するとき又はセンターの管理上特に必要があるときに、利用の許可に係る条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すこと。

(8) 第13条の規定により、入館を禁止し、又は退館を命じること。

(9) [略]

(指定管理者の指定の取消し等に伴う使用料の徴収等)

第20条 さいたま市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年さいたま市条例第1号）第6条第1項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合等で、市長がセンターの管理を臨時に行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、市長は、別表に定める額の範囲内において市長が定める使用料を徴収する。

2 前項の場合にあつては、第14条第1項及び第2項、第15条並びに第16条の規定を準用する。この場合において、第14条第1項中「指定管理者（第19条第1項に規定する指定管理者をいう。以下この条から第16条までにおいて同じ。）」とあるのは「市長」と、「利用に係る料金（以下「利用料金」という。）」とあるのは「使用料」と、同条第2項並びに第15条及び第16条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

第21条 [略]

別表（第14条、第20条関係）

1 さいたま市健康福祉センター西楽園

[略]

備考 [略]

2 さいたま市健康福祉センター東楽園

(1) 利用料金

区 分

利 用 料 金  
(1人1回につき)

(6) 第8条の規定により、利用しようとする者の数を制限すること。

(7) 第9条の規定により、特別の設備をし、又は備付けの物品以外の物品を利用する場合に許可をすること。

(8) 第10条の規定により、入館を禁止し、又は退館を命じること。

(9) [略]

(指定管理者の指定の取消し等に伴う使用料の徴収等)

第16条 さいたま市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年さいたま市条例第1号）第6条第1項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合等で、市長が西楽園の管理を臨時に行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、市長は、別表に定める額の範囲内において市長が定める使用料を徴収する。

2 前項の場合にあつては、第11条第1項及び第2項、第12条並びに第13条の規定を準用する。この場合において、第11条第1項中「指定管理者（第15条第1項に規定する指定管理者をいう。以下この条から第13条までにおいて同じ。）」とあるのは「市長」と、「利用に係る料金（以下「利用料金」という。）」とあるのは「使用料」と、同条第2項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第12条及び第13条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

第17条 [略]

別表（第11条、第16条関係）

[略]

備考 [略]

	市 内	市 外
60歳以上の者	100円	200円
一般の者	740円	830円
小学生・中学生	310円	310円

(2) 屋内運動場の専用利用

利用方法	利用単位	利用料金
全面	2時間	1,310円
半面	2時間	650円

(3) その他の施設の専用利用

時間区分 施設	午前	午後	夜間	午前 ～午後	午後 ～夜間	全日
	午前 9時 ～午後 零時	午後 1時 ～午後 5時	午後 6時 ～午後 9時	午前 9時 ～午後 5時	午後 1時 ～午後 9時	午前 9時 ～午後 9時
集会 室（ 全面 ）	1, 35 0円	1, 68 0円	2, 03 0円	3, 03 0円	3, 71 0円	5, 06 0円
集会 室（ A面 ）	58 0円	72 0円	87 0円	1, 30 0円	1, 59 0円	2, 17 0円
集会 室（ B面 ）	77 0円	96 0円	1, 16 0円	1, 73 0円	2, 12 0円	2, 89 0円
屋内 ・外 共用 スペ ース	34 0円	45 0円	34 0円	79 0円	79 0円	1, 13 0円

備考

- 1 「一般の者」とは、60歳以上の者、小学生及び中学生並びに小学校就学前の者以外の者をいう。
- 2 小学校就学前の者については、無料とする。
- 3 市内に住所を有しない個人又は法人その他の団体が専用利用する場合の利用料金は、規定の利用料金の額に、100分の50を乗じて得た額を加算した額とする。
- 4 営利を目的として専用利用する場合の利用料金は、規定の利用料金の額に、100分の100を乗じて得た額を加算した額とする。

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

さいたま市条例第24号

さいたま市総合療育センターひまわり学園条例の一部を改正する条例

さいたま市総合療育センターひまわり学園条例（平成13年さいたま市条例第159号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前														
<p>目次</p> <p>第1章～第3章 [略]</p> <p><u>第4章 療育センターひなぎく（第22条～第24条）</u></p> <p><u>第5章 障害者福祉施設みのり園（第25条～第30条）</u></p> <p><u>第6章 補則（第31条～第33条）</u></p> <p>附則</p> <p>（名称及び位置等）</p> <p>第2条 センターを構成する施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">療育センターさくら草</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><b>療育センターひなぎく</b></td> <td style="text-align: center;"><b>さいたま市岩槻区府内1丁目8番1号</b></td> </tr> </tbody> </table> <p>2・3 [略]</p> <p>4 <u>療育センターひなぎくに相談・検査施設を置く。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第4章 療育センターひなぎく</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（業務）</u></p> <p><u>第22条 療育センターひなぎくに置く相談・検査施設（以下この章において「施設」という。）は、障害児のために第5条各号に掲げる業務を行う。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（診療科目）</u></p> <p><u>第23条 施設における診療科目は、次に掲げるとおりとする。</u></p>	名称	位置	[略]		療育センターさくら草	[略]	<b>療育センターひなぎく</b>	<b>さいたま市岩槻区府内1丁目8番1号</b>	<p>目次</p> <p>第1章～第3章 [略]</p> <p>第4章 障害者福祉施設みのり園（第22条～第27条）</p> <p>第5章 補則（第28条～第30条）</p> <p>附則</p> <p>（名称及び位置等）</p> <p>第2条 センターを構成する施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">療育センターさくら草</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>2・3 [略]</p>	名称	位置	[略]		療育センターさくら草	[略]
名称	位置														
[略]															
療育センターさくら草	[略]														
<b>療育センターひなぎく</b>	<b>さいたま市岩槻区府内1丁目8番1号</b>														
名称	位置														
[略]															
療育センターさくら草	[略]														

- (1) 小児科
- (2) 整形外科
- (3) リハビリテーション科

(準用)

第24条 第7条から第9条までの規定は、施設について準用する。

#### 第5章 [略]

第25条 [略]

第26条 [略]

第27条 [略]

第28条 [略]

(利用の許可の取消し等)

第29条 市長は、第27条の利用の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を停止し、又は利用の許可を取り消すことができる。

- (1)～(4) [略]

第30条 [略]

#### 第6章 [略]

第31条 [略]

(指定管理者による管理)

第32条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に、みのり園の管理に関する業務のうち、次に掲げるものを行わせることができる。

- (1) 第25条第4号に規定する業務
- (2)・(3) [略]

2 市長は、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる業務を指定管理者に行わせることができる。

- (1) 第25条第1号から第3号までに規定する業務
- (2) 第27条の規定により、みのり園の利用の許可をすること。
- (3) 第28条の規定により、同条各号のいずれかに該当すると認めるときに、許可をしないこと。

#### 第4章 [略]

第22条 [略]

第23条 [略]

第24条 [略]

第25条 [略]

(利用の許可の取消し等)

第26条 市長は、第24条の利用の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を停止し、又は利用の許可を取り消すことができる。

- (1)～(4) [略]

第27条 [略]

#### 第5章 [略]

第28条 [略]

(指定管理者による管理)

第29条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に、みのり園の管理に関する業務のうち、次に掲げるものを行わせることができる。

- (1) 第22条第4号に規定する業務
- (2)・(3) [略]

2 市長は、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる業務を指定管理者に行わせることができる。

- (1) 第22条第1号から第3号までに規定する業務
- (2) 第24条の規定により、みのり園の利用の許可をすること。
- (3) 第25条の規定により、同条各号のいずれかに該当すると認めるときに、許可をしないこと。

(4) 第29条の規定により、同条第1号、第3号若しくは第4号のいずれかに該当するとき又は利用の許可の条件若しくは指定管理者の指示に違反したときに、利用を停止し、又は許可を取り消すこと。

(5) [略]

(委任)

第33条 この条例に定めるもののほか、障害児総合療育施設、療育センターさくら草、療育センターひなぎく及びみのり園の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

(4) 第26条の規定により、同条第1号、第3号若しくは第4号のいずれかに該当するとき又は利用の許可の条件若しくは指定管理者の指示に違反したときに、利用を停止し、又は許可を取り消すこと。

(5) [略]

(委任)

第30条 この条例に定めるもののほか、障害児総合療育施設、療育センターさくら草及びみのり園の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

この条例は、令和6年2月1日から施行する。

さいたま市条例第25号

さいたま市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

さいたま市放課後児童クラブ条例（平成13年さいたま市条例第178号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
名称	位置	定員	名称	位置	定員
[略]			[略]		
さいたま市立 天沼放課後児 童クラブ	さいたま市大宮 区天沼町2丁目 <u>1077番地</u>	[略]	さいたま市立 天沼放課後児 童クラブ	さいたま市大宮 区天沼町1丁目 <u>194番地</u>	[略]
[略]			[略]		

附 則

この条例は、令和5年7月18日から施行する。

さいたま市条例第26号

さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例（平成13年さいたま市条例第195号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後					改正前						
別表第1（第29条関係）					別表第1（第29条関係）						
種別	区分	基準	金額		備考	種別	区分	基準	金額		備考
			市が収集、運搬及び処分するもの	市が処分のみするもの					市が収集、運搬及び処分するもの	市が処分のみするもの	
[略]					[略]						
その他の一般廃棄物	[略]	[略]	<u>240円</u>		その他の一般廃棄物	[略]	[略]	<u>170円</u>			
	事業活動に伴って生じるもの										
[略]					[略]						
別表第2（第30条関係）					別表第2（第30条関係）						
区分		基準	金額		区分		基準	金額			
第30条の規定に基づき徴収する産業廃棄物処分の費用		[略]	<u>240円</u>		第30条の規定に基づき徴収する産業廃棄物処分の費用		[略]	<u>170円</u>			

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のさいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例（以

下「改正後の条例」という。)別表第1の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の一般廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第2条第2項に規定する一般廃棄物をいう。以下同じ。)の処理について適用し、施行日前の一般廃棄物の処理については、なお従前の例による。

3 この条例による改正後の条例別表第2の規定は、施行日以後の産業廃棄物(法第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。以下同じ。)の処分について適用し、施行日前の産業廃棄物の処分については、なお従前の例による。

さいたま市条例第27号

さいたま市自転車等放置防止条例の一部を改正する条例

さいたま市自転車等放置防止条例（平成13年さいたま市条例第205号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第13条関係）		別表（第13条関係）	
区 分	費 用	区 分	費 用
自転車	1台につき <u>2,500円</u>	自転車	1台につき <u>1,000円</u>
原動機付自転車	1台につき <u>4,000円</u>	原動機付自転車	1台につき <u>2,000円</u>

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年1月4日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後のさいたま市自転車等放置防止条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に撤去した自転車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車又は同項第11号の2に規定する自転車をいう。以下同じ。）について適用し、同日前に撤去した自転車等については、なお従前の例による。

さいたま市条例第28号

さいたま市給水条例の一部を改正する条例

さいたま市給水条例（平成13年さいたま市条例第278号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(料金) 第30条 料金は、1月につき次の表に掲げる区別による基本料金と水量料金の合計額（ <u>第3項において「料金算定基礎額」という。</u> ）に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。 [略]	(料金) 第30条 料金は、1月につき次の表に掲げる区別による基本料金と水量料金の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。 [略]
2 [略]	2 [略]
3 <u>第1項の規定に関わらず、料金を2月分合わせて徴収する場合の料金は、各月の料金算定基礎額の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</u>	
4 <u>第1項及び前項の料金は、第23条の使用水量により算定する。</u>	3 第1項の料金は、第23条の使用水量により算定する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のさいたま市給水条例第30条の規定は、この条例の施行の日以後に水道料金の支払を受ける権利が確定するものの当該権利が確定した水道料金の算定について適用し、同日前に水道料金の支払を受ける権利が確定するものの当該権利が確定した水道料金の算定については、なお従前の例による。

さいたま市条例第29号

さいたま市火災予防条例の一部を改正する条例

さいたま市火災予防条例（平成13年さいたま市条例第281号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(急速充電設備)</p> <p>第18条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて充電する設備（全出力20キロワット以下のものを除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあっては、充電ポストを含む。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあっては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、次に掲げるものにあっては、この限りでない。</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの</p> <p style="padding-left: 2em;">イ 分離型のものにあっては、充電ポスト</p> <p>(2) その管体は、不燃性の金属材料で造ること。ただし、分離型のものの充電ポストにあっては、この限りでない。</p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>(6) コネクタと電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講</p>	<p style="text-align: center;">(急速充電設備)</p> <p>第18条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に充電する設備（全出力20キロワット以下のもの及び全出力200キロワットを超えるものを除く。）をいう。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあっては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。</p> <p>(2) その管体は、不燃性の金属材料で造ること。</p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>(6) 急速充電設備と電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を</p>

講じること。

(7) コネクターが電気自動車等に接続され、電圧が印加されている場合には、当該コネクターが当該電気自動車等から外れないようにする措置を講じること。

(8)～(10) [略]

(11) 急速充電設備を手動で緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたときに、速やかに操作することができる箇所に設けること。

(12) 急速充電設備と電気自動車等の衝突を防止する措置を講じること。

(13) コネクターについて、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講じること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

(14)・(15) [略]

(16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）について次に掲げる措置を講じること。

ア～エ [略]

(17) 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しないこと。

(18) [略]

(19) [略]

2 [略]

(避雷設備)

第23条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する日本産業規格（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格をいう。以下同じ。）に適合するものとしなければならない。

2 [略]

(喫煙等)

第33条 [略]

2 [略]

3 第1項の消防長が指定する場所（同項第3号に掲げる場所を除く。）を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該

講じること。

(7) 急速充電設備と電気自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講じること。

(8)～(10) [略]

(11) 急速充電設備を手動で緊急停止させることができる措置を講じること。

(12) 自動車等の衝突を防止する措置を講じること。

(13) コネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講じること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

(14)・(15) [略]

(16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講じること。

ア～エ [略]

(17) [略]

(18) [略]

2 [略]

(避雷設備)

第23条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する日本産業規格（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格をいう。）に適合するものとしなければならない。

2 [略]

(喫煙等)

第33条 [略]

2 [略]

3 前項の場合において、併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければならない。

4 第1項の消防長が指定する場所（同項第3号に掲げる場所を除く。）を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該

各号に定める措置を講じなければならない。

(1) [略]

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸い殻容器を設けた喫煙所の設置及び当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置（健康増進法（平成14年法律第103号）第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においてはこの限りでない。）

4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあっては国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあっては国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。

5 第3項第2号に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに客席及び廊下（通行の用に供しない部分を除く。）以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長が火災予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。

6・7 [略]

各号に定める措置を講じなければならない。

(1) [略]

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸い殻容器を設けた喫煙所の設置及び当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置（併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければならない。）

5 前項第2号に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに客席及び廊下（通行の用に供しない部分を除く。）以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長が火災予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。

6・7 [略]

別表第7を次のように改める。

## 別表第7 削除

### 附 則

#### (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第18条の2第1項の改正及び次項の規定は、令和5年10月1日から施行する。

#### (経過措置)

2 第18条の2第1項の改正の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後のさいたま市火災予防条例（以下「改正後の条例」という。）第18条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

3 改正後の条例第33条第3項第2号の規定の適用については、当分の間、同号中

「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）附則第3条第1項の規定により読み替えて適用される健康増進法第33条第2項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるものとする。

- 4 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている改正後の条例第33条第2項又は第3項第2号に規定する標識と併せて設ける図記号のうち、改正後の条例第33条第4項の規定に適合しないものについては、当該規定にかかわらず、なお従前の例による。